

◆ 半日単位 / 午前 (8:30～12:30) ・ 午後 (13:00～17:00)

施設名	区分	時間帯	料金 (円)	備考
ソフトボール場兼少年野球場 (人工芝SSA・SSB・SSC)	県内一般	半日 (8:30～12:30)	3, 000円	
		半日 (13:00～17:00)	3, 000円	
	県内学生	半日 (8:30～12:30)	1, 500円	
		半日 (13:00～17:00)	1, 500円	
	県外一般	半日 (8:30～12:30)	4, 500円	
		半日 (13:00～17:00)	4, 500円	
	県外学生	半日 (8:30～12:30)	2, 250円	
		半日 (13:00～17:00)	2, 250円	
ソフトボール場兼少年野球場 (天然芝SSD・SSE)	県内一般	半日 (8:30～12:30)	2, 000円	
		半日 (13:00～17:00)	2, 000円	
	県内学生	半日 (8:30～12:30)	1, 000円	
		半日 (13:00～17:00)	1, 000円	
	県外一般	半日 (8:30～12:30)	3, 000円	
		半日 (13:00～17:00)	3, 000円	
	県外学生	半日 (8:30～12:30)	1, 500円	
		半日 (13:00～17:00)	1, 500円	
ソフトボール場兼少年野球場 (S5・S6)	県内一般	半日 (8:30～12:30)	1, 570円	
		半日 (13:00～17:00)	1, 570円	
	県内学生	半日 (8:30～12:30)	780円	
		半日 (13:00～17:00)	780円	
	県外一般	半日 (8:30～12:30)	2, 350円	
		半日 (13:00～17:00)	2, 350円	
	県外学生	半日 (8:30～12:30)	1, 170円	
		半日 (13:00～17:00)	1, 170円	

- * 国又は地方公共団体 (学校及び保育所 (学校教育法 (昭和 2 2 年法律第 2 6 号) 第 1 条に規定する学校 (教育委員会等を含む) 及び、児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号) 第 7 条に規定する保育所をいう。以下同じ。) は除く。) が主催する事業は、無料とする。
- * 国又は地方公共団体 (学校は及び保育所は除く) が共催及び後援する事業は、一般の金額の半額とする。
- * 「学生」とは中学生及び高校生をいう。なお、小学生以下の団体はメンバー表提出で学生扱いとする。
- * 学校教育法にいう学校 (大学、専修学校を除く) 、児童福祉法にいう保育所が主催する事業の場合は、学生料金を適用する。
- * 利用時間に、準備に関する時間及び利用後に原状回復に要する時間を含むものとする。
- * ソフトボール場は利用当日の予約がなく小学生以下の野球利用 (団体) に限り、その施設を利用することができる。
- * ラグビー場及びサッカー場は利用当日の予約がなく、施設の形状を変えないで使用できる場合に限り、その競技に類似するスポーツで利用することができる。
- * 障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例 (昭和 5 8 年条例第 8 号) 第 3 条に規定する者が利用する場合は、同条例施行規則 (昭和 5 8 年規則第 3 2 号) で定める額を減免する。ただし、減免対象者を含む複数人で利用の申請をする場合に減免対象となるのは、減免対象者が使用する施設に限る。
- * 表の金額を用いて算出した使用料の額に 1 0 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、利用料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

◆ テニスコートは2時間単位 (7:00～9:00 / 9:00～11:00 / 11:00～13:00 / 13:00～15:00 / 15:00～17:00)

施設名	区分	曜日	料金 (円)	備考
テニスコート	県内一般	平日	420円	
		土・日・祝日	620円	
	県内学生	平日	210円	
		土・日・祝日	310円	
	県外一般	平日	630円	
		土・日・祝日	930円	
	県外学生	平日	310円	
		土・日・祝日	460円	

◆ ラグビー場 (半日単位)

施設名	区分	時間帯	料金 (円)	備考
ラグビー場	県内一般	半日 (8:30～12:30)	1,880円	
		半日 (13:00～17:00)	1,880円	
	県内学生	半日 (8:30～12:30)	940円	
		半日 (13:00～17:00)	940円	
	県外一般	半日 (8:30～12:30)	2,820円	
		半日 (13:00～17:00)	2,820円	
	県外学生	半日 (8:30～12:30)	1,410円	
		半日 (13:00～17:00)	1,410円	

- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（教育委員会等を含む）及び、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所をいう。以下同じ。）は除く。）が主催する事業は、無料とする。
- * 国又は地方公共団体（学校は及び保育所は除く）が共催及び後援する事業は、一般の金額の半額とする。
- * 「学生」とは中学生及び高校生をいう。なお、小学生以下の団体はメンバー表提出で学生扱いとする。
- * 学校教育法にいう学校（大学、専修学校を除く）、児童福祉法にいう保育所が主催する事業の場合は、学生料金を適用する。
- * 利用時間に、準備に関する時間及び利用後に原状回復に要する時間を含むものとする。
- * ソフトボール場は利用当日の予約がなく小学生以下の野球利用（団体）に限り、その施設を利用することができる。
- * ラグビー場及びサッカー場は利用当日の予約がなく、施設の形状を変えないで使用できる場合に限り、その競技に類似するスポーツで利用することができる。
- * 障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例（昭和58年条例第8号）第3条に規定する者が利用する場合は、同条例施行規則（昭和58年規則第32号）で定める額を減免する。ただし、減免対象者を含む複数人で利用の申請をする場合に減免対象となるのは、減免対象者が使用する施設に限る。
- * 表の金額を用いて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、利用料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

行為	単位・時間帯	料金（円）
物品の販売、興行その他の営業行為	1㎡当たり 半日（4時間以内）	12円
	1㎡当たり 1日（4時間を超えて8時間以内）	24円
	8時間を超えて1時間延長ごと	3円
（フリーマーケット）	1㎡当たり1時間	2円
写真の撮影	1件当たり 半日（4時間以内）	2,670円
	1件当たり 1日（4時間を超えて8時間以内）	5,340円
	8時間を超えて1時間延長ごと	660円
映画等の撮影	1件当たり 半日（4時間以内）	18,030円
	1件当たり 1日（4時間を超えて8時間以内）	36,060円
	8時間を超えて1時間延長ごと	4,500円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	希望のくにグラウンド 半日（8:30～12:30、13:00～17:00）	16,750円
	希望のくにグラウンド 1日（8:30～17:00）	33,520円
	希望のくにグラウンド 1時間延長ごと	4,190円
	三ツ池グラウンド 半日（8:30～12:30、13:00～17:00）	33,520円
	三ツ池グラウンド 1日（8:30～17:00）	67,050円
	三ツ池グラウンド 1時間延長ごと	8,370円
	トリム広場 半日（8:30～12:30、13:00～17:00）	20,950円
	トリム広場 1日（8:30～17:00）	41,900円
	トリム広場 1時間延長ごと	5,240円
	管理事務所東側広場 半日（8:30～12:30、13:00～17:00）	15,500円
	管理事務所東側広場 1日（8:30～17:00）	31,000円
	管理事務所東側広場 1時間延長ごと	3,870円
	上記以外の場所 1㎡当たり 半日（4時間以内）	4円
	上記以外の場所 1㎡当たり 1日（4～8時間）	8円
	上記以外の場所 8時間を超えて1時間延長ごと	250円
広告物の表示	表示面積1㎡当たり 半日（4時間以内）	1,050円
	表示面積1㎡当たり 1日（4時間を超えて8時間以内）	2,100円
	表示面積1㎡当たり 8時間を超えて1時間延長ごと	250円

* 行為に要する面積が1㎡未満であるとき、又はその面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算するものとする。

* 行為に要する時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

* 表の行為は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。

* 国又は地方公共団体（学校及び保育所は除く。）が主催する事業は、無料とする。

* 国又は地方公共団体（学校及び保育所は除く。）が共催及び後援する事業は、表の金額の半額とする。

* 学校教育法にいう学校（大学、専修学校は除く）、児童福祉法にいう保育所が主催する事業は、表の金額の半額とする。

* 表の行為許可のうち「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」については、表に掲げる額に許可対象となる数量を乗じて得た額に105分の110を乗じて得た額とする。

* 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。

* 「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」を行いつつ入場料又はこれに類するものの徴収をする場合並びに公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、入場料又はこれに類するものの総収入額の100分の6に相当する額又は52,380円のいずれか高い額とする。

* 上記により算出した金額が、10円未満であるときの料金は0円とする。また、10円以上となる場合においてその金額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てたものとする。

* 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、行為許可料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

行為	時間帯・単位	料金（円）	備考
バーベキュー場	1区画当たり1日（10:00～17:00）	1,500円	
デイキャンプ場	1区画当たり1日（10:00～17:00）	1,500円	
生涯スポーツエリア	団体（6人以上）県内 2時間	1,570円	
	団体（6人以上）県外 2時間	2,350円	
	個人 県内 2時間	260円	
	個人 県外 2時間	390円	
	（8:30～10:30、10:30～12:30、13:00～15:00、15:00～17:00）		
ニュースポーツエリア	県内 半日（8:30～12:30、13:00～17:00）	2,100円	
	県外 半日（8:30～12:30、13:00～17:00）	3,150円	
ドローンフィールド	1日（9:00～17:00）	12,000円	
	上記の時間帯以外は1時間	1,500円	

-
- * バーベキュー場・デイキャンプ場の利用について、障害者が使用する場合は、無料とする。この場合、「障害者」とは、障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例第3条及び同条例施行規則第3条に該当する方をいう。
 - * バーベキュー場・デイキャンプ場の利用について、学校教育法にいう学校（大学、専修学校は除く）が主催する事業で使用する場合は半額とする。
 - * 障害者が同一時間帯に同一施設を複数利用する場合、利用料金を無料とされるのは最小貸出単位のみとする。
 - * 希望のくにグラウンド、三ツ池グラウンド、トリム広場でのニュースポーツ利用に関しては、ニュースポーツエリアの料金を適用する。
 - * ドローンフィールドの利用はラグビー場およびソフトボール場兼少年野球場等。